

答 申 第 8 0 号  
平成23年 4 月28日  
(諮問公第95号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成20年9月17日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 介護保険課が〇〇（以下「特定介護事業所」という。）の行政処分後の事業再開である平成〇年〇月〇日以降、平成〇年〇月〇日現在まで、「その後指導した」とする客観的事実の判明する公文書（監査、実地調査、実地指導、書面指導、一般指導等の客観的事実の判明する公文書）。（以下「請求内容1」という。）

イ 介護保険課が県内の全ての居宅介護事業所の作成するサービス利用票・サービス利用票別表が「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書。（以下「請求内容2」という。）

ウ サービス利用票・サービス利用票別表について特定行為により架空請求が行われ、介護給付費を不正受給しても介護保険課が「告発しても意味が無い」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書。（以下「請求内容3」という。）

エ 介護保険課が平成18年3月、5月の特定介護事業所の実地調査の過誤調整金額が、市役所・国保連へ返還された、その「返還した事実」を介護保険課が確認できた公文書。（以下「請求内容4」という。）

オ 介護保険課が特定介護事業所の実地検査日について、「平成19年1月18日」を認定した、又は認識した公文書、又は決裁書面。（以下「請求内容5-1」という。）  
又、平成18年12月の特定介護事業所の調査を監査と直結・因果させないとする公文書又は決裁書面。（以下「請求内容5-2」という。）

カ 平成19年1月18日、同年2月28日、同年3月5日に実地検査を実施したとする各担当者が、検査所見等を記録・記入したメモ・ノート。(以下「請求内容6」という。)

これに対し実施機関は、平成20年10月14日付け介保第227号で、公文書一部開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、平成20年11月27日付けで異議申立てがなされたものである。

## (2) 異議申立ての趣旨

「本件、異議申し立てに係る開示請求は既に答申済みの内容、その結果を追認した県の決定書そのものを否定し、矛盾・無秩序となっている。一部開示した不開示理由について取り消し、全部開示とする公文書は全部開示ではないため、真正なる全部開示とし、文書不存在については客観的事実により文書不存在ではない。よって公開するとの決定を求める。」というものである。

## (3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

### ア 請求内容1について

(ア) 既に答申済み、決定済みの本件開示請求の同一内容に「一県民〇〇」を付記してある開示請求について、特定の個人が識別できるとして不開示としているが、今回全部開示されたものに特定の個人のマスクングがない。

(イ) 県は、実地指導は関係者との面談方式で行うと説明しており、面談した関係者の特定の個人が登場し、マスクングを必要とする実地指導結果が存在する。

### イ 請求内容2について

(ア) 「対外的に保険者に対し介護報酬を請求するものではない」とすれば、条例第16条第1項により開示義務がある。もしそれをしないのであれば、条例第7条第6号の適正な遂行ではないため、裁量的開示義務が生じる。

(イ) 既に答申済み、決定済みの「当方からの質問の内容書面・・・」を付記した開示請求において、「特定の個人が実施機関に質問した又は実施機関から通知や回答書を受け取ったという事実の有無を明らかにする」と不開示理由を説明しているが、県の決定通知書は「公文書が存在する」という認識を決定付けている。

(ウ) 県は開示決定において、「開示請求に係る公文書は保有していないため存在しません」と説明し、処分理由説明では「取得・作成していないため存在せず、保有していない」としている。「取得・作成していない」という文言を付け加えた意味は、

閲覧の方法であるため、条例第16条第1項を回避させるためである。

- (エ) 条例第16条第1項の特別の開示の実施の方法により、公文書を作成又は加工する義務がある。
- (オ) 閲覧による開示請求の時点において、介護保険課は公文書の保存において何らかの支障を生じていたものであり、現時点ではその支障も解除されていると思料するもので、電磁的記録の写しにより開示を請求する。

ウ 請求内容3について

上記2(3)イ(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)と同じ。

エ 請求内容4について

- (ア) 介護給付費明細書過誤調整依頼書を対象公文書として一部開示しているが、開示請求内容は「その返還した事実」を介護保険課が確認できた、との文言から、事後の書類であって、返還を予定する依頼書ではない。返還した事実を確認できた公文書の開示を要求する。
- (イ) 介護給付費明細書過誤調整依頼書をもって返還した事実認定とはずさんであり、条例第9条の該当性において、適正な遂行ではない。
- (ウ) 閲覧による開示請求の時点において、介護保険課は公文書の保存において何らかの支障を生じていたものであり、現時点ではその支障も解除されていると思料するもので、条例第6条第1項の特別の開示の方法によるため、あらたに公文書作成か、加工されたものを開示する義務がある。
- (エ) 介護給付費明細書過誤調整依頼書の被保険者番号は単なる符号、順番であり、マスキングする必要はない。
- (オ) 介護給付費明細書過誤調整依頼書の申立理由は、「その他の事由による実績の取り下げ」となっているが、マスキングされた利用者の中に特定行為により過誤調整の対象となった利用者があるのであり、それは特定介護事業所の責任である。その他の事由による実績の取り下げであると強制される利用者は、その理由において生命・健康・生活・財産を破壊されており、条例第7条第1号イに該当する。
- (カ) 条例第7条第1号ウの当該個人が公務員である場合において、当該情報は、その職務遂行に係る情報であって、職務遂行の内容に係る部分に該当する。

オ 請求内容5-1について

- (ア) 対象事業所にとって「実地指導」であるのか、監査を着手する前の「実地調査」「実地検査」であるかの相違が、軽妙であるはずがない。
- (イ) 実地指導を実地検査に、また日時も修正して特定介護事業所に送付した原本の電磁的記録が残存しているわけであり、訂正された電磁的記録の写しが公文書として開示されるべきである。
- (ウ) 実地指導を実地検査に手修正しているが、県は既に開示した公文書には平成19年

1月18日を实地検査としては認定していない。手修正されたものが真正ではないため、真正公文書を要求している。

カ 請求内容5-2について

(ア) 实地指導を实地検査に手修正しているが、県は既に開示した公文書には平成19年1月18日を实地検査としては認定していない。手修正されたものが真正ではないため、文書不存在とはならない。

(イ) 閲覧による開示請求の時点において、介護保険課は文書を探せないでいたか、公文書の保存において何らかの支障を生じていたものであり、現時点ではその支障も解除されていると思料するもので、電磁的記録の写しにより開示を請求する。

キ 請求内容6について

(ア) 既に答申済みの事案では「監査調書は、監査における实地検査の各担当者が検査所見等を個人のノートにメモし、当該監査における最後の实地検査が終了した時点で、当該検査所見等を参考にしながら協議・検討の上、監査調書を作成」と説明されており、結果的に組織的に用いるメモ・ノートの存在を認めている。本件は、メモ・ノートは組織的に用いる公文書ではないとの不開示理由ではない。

(イ) 決定は文書不存在としているが、処分理由説明書では、メモ・ノートは公文書ではないと説明を変化させている。条例第7条第6号の適正な遂行ではない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求内容1について

請求に対応する公文書として、「平成19年度实地指導結果について」（平成19年11月5日決裁）が該当し、条例第7条各号の不開示情報が含まれていないので、全部開示とした。

(2) 請求内容2, 3及び5-2について

請求に対応する公文書は取得・作成していないため、存在せず、保有していないことから不開示とした。

(3) 請求内容4について

実施機関においては、介護保険施設等への实地指導により介護報酬の返還が生じた場合、通知後概ね1月後の期限を付して求める改善報告書により返還手続きをした旨の報告をさせるが、その証拠書類として「介護給付費明細書過誤調整依頼書」を添付させており、これにより返還した事実の有無を確認している。

このことから対象公文書として「介護給付費明細書過誤調整依頼書」を特定し、一部開示とした。

一部開示とした理由は、被保険者番号、被保険者氏名及び担当者の印影は、特定の個人が識別できることから条例第7条第1号に規定する不開示情報であり、同号ただし書にも該当しないこと、事業所の印影は、事業所の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該事業所の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に規定する不開示情報であり、同号ただし書にも該当しないこと、併せて担当者及び事業所の印影は、公にすることによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当するため不開示とした。

(4) 請求内容5-1について

請求内容に対応する公文書として、「介護保険法第83条の規定に基づく実地検査の実施について」（平成19年1月17日決裁）が該当し、条例第7条各号に掲げる不開示とすべき情報が含まれていないことから、全部開示とした。

なお、異議申立人は、開示された公文書において、「実地指導年月日」を「実地検査年月日」と手書き修正していることや通知文の文書番号が手書きされていること、「保健福祉部長」の公印が押されていないこと、「午後9時30分」を「午前9時30分」に修正すべきところを修正していないことなどを理由に当該文書は真正ではなく、真正の公文書を求める旨主張しているが、実施機関において、事務処理の決裁を受ける場合の起案文は、決裁過程で軽微な修正箇所であれば手書き修正し、そのまま決裁を受けるものであり、起案文書の通知文には決裁後文書番号を手書きし、公印は相手方に発出する通知文原本に押印する取扱いとなっていることから、請求内容に対応する公文書として該当するものは当該公文書以外にない。

(5) 請求内容6について

請求内容6は、実地検査において職員が個人用ノートに、検査所見等を備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書に該当しないため不開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年12月22日	諮問を受けた。
平成21年3月2日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成21年3月9日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成21年3月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年8月23日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
2月15日	諮問の審議を行った。
3月28日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 請求内容1について

###### (ア) 対象公文書について

請求内容1に係る公文書は、特定介護事業所への行政処分の後、特定の期間内に介護保険課（現在は介護福祉課）が指導したとする、監査、実地調査、実地指導、書面指導、一般指導等の客観的な事実が判明する公文書である。

実施機関は「平成19年度実地指導結果について」（平成19年11月5日決裁）（以下「開示文書1」という。）を対象公文書として特定し、条例第7条各号に定める不開示情報が記載されていないことから、全部開示としたとしている。

異議申立人は、開示請求書の「請求に係る公文書の名称」欄に「一県民〇〇」を付記した請求内容1と同一内容の公文書開示請求について、特定の個人を識別できるとして実施機関は不開示としたが、今回全部開示した公文書には特定の個人のマスクングがなく、マスクングが必要な実地指導結果が存在する旨主張していることから、対象公文書の特定の妥当性及び実施機関の判断の妥当性について検討する。

###### (イ) 対象公文書の特定の妥当性について

当審査会が実施機関に文書で確認したところ、実地指導の過程で実施機関において通常作成する書類は、①施設等への実施通知、②課長への指導事項報告書、③施設等への実地指導結果通知、④課長への改善事項報告であるとの回答であった。

当審査会が、委員及び事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、開示請求書の記載内容に、「介護保険課が・・・その後指導した」とする客観的事実の判明す

る公文書」とあることから、指導の結果を特定介護事業所に通知（上記③）した開示文書1を対象公文書として特定した旨説明しているが、この説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして実施機関の公文書の保存状況等を確認させたところ、介護保険施設等への指導、監査に関する公文書は年度別、施設別にファイル化されており、特定介護事業所及び異議申立人に関する公文書のファイルには、開示文書1以外に請求内容1に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、開示文書1を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 請求内容1における実施機関の判断の妥当性について

異議申立人は、「「一県民〇〇」と付記した本件請求と同一内容の公文書開示請求について、実施機関は特定の個人が識別できるとして不開示としている」旨述べているが、本請求においては、「特定個人に通知した」というような文言が含まれておらず、請求内容に特定の個人が識別される事情は存在しないことから、開示文書1を開示した実施機関の判断は妥当である。

イ 請求内容2について

(ア) 対象公文書について

請求内容2に係る公文書は、サービス利用票及び同別表が「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」と介護保険課が断定する介護保険法上の根拠を示した公文書であり、実施機関は取得・作成していないとして不開示としている。

異議申立人は、文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性及び異議申立人が主張する裁量的開示について検討する。

(イ) 「サービス利用者票」及び「同別表」について

当審査会が、事務局職員をして確認させたところ、サービス利用票及び同別表は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号国通知）」により、居宅サービス計画書の一部として作成されるものであり、居宅介護支援事業者が作成した場合には、サービス利用者から同意を得るものとされている。

(ウ) 介護給付費とその請求に関する法令の規定について

介護保険法及び関係法令には「介護報酬」の定義はなく、市町村が支払う居宅介護サービス費等は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（以下「省令」という。）第1条において、「介護給付費」と規定されている。

指定居宅サービス事業者等からの介護給付費の請求は、省令第2条において、指定居宅サービス事業者等の入出力装置と審査支払機関の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により、又は磁気テープ等の審査支払機関への提出により行うこととなっているが、これらにより請求を行うことが特に困難と認められる等の場合は、省令附則第2条第1項において、介護給付費請求書、介護給付費明細書（指定居宅介護支援事業所等の場合は、介護給付費明細書及び給付管理票）の審査支払機関への提出によって請求することも可能とされている。

(エ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が、委員及び事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、上記(ウ)のとおり、省令附則第2条第1項において、介護給付費の請求に当たり、サービス利用票及び同別表が審査支払機関に提出すべき書類として規定されていないことから「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」と判断したと説明しており、請求内容2に対応する公文書は取得・作成していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に関する公文書並びに国から通知された法令等の公文書を確認させたところ、請求内容2に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(オ) 裁量的開示（条例第9条）について

上記(エ)のとおり請求内容2に対応する公文書は存在せず、実施機関が条例第9条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

なお、異議申立人は、条例第7条第6号の「適正な遂行」ではないため、裁量的開示義務が生ずる旨を主張しているが、その主張の根拠としている「事務事業情報について、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することになる。」との解釈・運用は、条例第7条第6号の不開示情報該当性の判断に当たっての解釈・運用を示すものであって、条例第9条該当性の判断に当たってのものではない。

ウ 請求内容3について

(ア) 対象公文書について

請求内容3に係る公文書は、サービス利用票及び同別表について特定行為により架空請求が行われ、介護給付費を不正受給しても、介護保険課が「告発しても意味がない」と断定する介護保険法上の根拠を示した公文書であり、実施機関は取得・作成していないとして不開示としている。

異議申立人は、文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。



(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が、委員及び事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、「省令附則第2条第1項にサービス利用票及び同別表が規定されていないことから、対外的に保険者に対して介護給付費を請求するものではないため告発しても意味がないものであり、「告発しても意味がない」という法的根拠を記載した公文書は保有していない」と説明しており、請求内容3に対応する公文書は取得・作成していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 請求内容4について

(ア) 対象公文書について

請求内容4に係る公文書は、平成18年3月及び5月の実地調査において、特定介護事業所が過誤調整金を市役所及び国民健康保険団体連合会へ返還した事実を介護保険課が確認できた公文書である。

実施機関は、介護給付費明細書過誤調整依頼書（以下「開示文書4」という。）を対象公文書として特定し、被保険者番号及び被保険者氏名部分を条例第7条第1号に該当する、担当者の印影部分を同条第1号及び第4号に該当する、事業所の印影部分を同条第2号及び第4号に該当するとして、一部開示とした。

異議申立人は、特定介護事業所が返還した事実を介護保険課が確認できた公文書を請求していること、また、実施機関が不開示とした部分について、条例第7条第1号ただし書イ及びウに該当するとして、公文書の開示を求めていることから、対象公文書の特定の妥当性、条例第7条第1号及び同条第2号に規定する不開示情報該当性並びに異議申立人が主張する裁量的開示について検討する。

(イ) 介護保険施設等への「実地指導」及び「実地調査」について

当審査会が実施機関に確認したところ、介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導及び実地調査については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領」（以下「監査実施要領」という。）に定められている。

また、平成18年3月及び5月時点の監査実施要領によれば、「実地指導」とは、実施機関が毎年度定める指導調書により関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものである。また、「実地調査」とは、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書による書面審査を行う事前調査の一手法であり、必要と認められる場合には介護給付等を受けた要介護者又は要支援者に対する実地調査を行うと定められている。

そこで、当審査会が、委員及び事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、介護保険課は平成18年3月及び5月に実地指導を行い、その結果として特定介護事業所に介護給付費の返還を指示していた。

(ウ) 対象公文書の特定の妥当性について

上記(イ)のとおり、平成18年3月及び5月に特定介護事業所に対する実地指導が行われており、当審査会が、委員及び事務局職員をして確認させたところ、介護保険施設等への実地指導により介護給付費の返還が生じた場合、指導結果の通知後概ね1か月後の期限を付して求める改善報告書により返還手続きをした旨の報告をさせるが、その証拠書類として過誤調整が完了した書類を1か月以内に提出することは困難であるとのことである。

また、介護給付費明細書過誤調整依頼書が保険者に提出されると、通常、その後の過誤調整手続きが進むことから、介護給付費明細書過誤調整依頼書を改善報告書の証拠書類として添付させており、これにより返還した事実の有無を確認している旨実施機関は説明しているが、この説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、開示文書4以外に請求内容4に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、開示文書4を対象公文書と特定した実施機関の判断は妥当である。

(エ) 個人情報（条例第7条第1号）該当性について

a 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

b 被保険者番号、被保険者氏名及び担当者の印影（以下「本件不開示情報4-1」という。）の条例第7条第1号該当性

開示文書4には、保険者名及び番号、事業所名称及び番号、事業所所在地、連絡先、担当者の印影、被保険者氏名及び番号、サービス提供年月等が記載されており、このうち担当者の印影及び被保険者氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。

また、被保険者番号について、異議申立人は単なる符号、順番であると主張するが、当該番号とその他の情報が組み合わされることにより、特定の個人を識別する

ことができると考えられ、被保険者番号及び被保険者氏名は一体として第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当すると認められる。

c 本件不開示情報4-1の条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報4-1については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書イの情報に該当すると主張しているが、本件不開示情報4-1が同号ただし書イに該当すべき事情は見当たらない。

さらに、異議申立人は、同号ただし書ウの情報に該当すると主張しているが、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、本件不開示情報4-1がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報4-1を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報4-1は条例第7条第1号の不開示情報に該当すると認められることから、担当者の印影の条例第7条第4号該当性については判断しない。

(d) 法人等情報(条例第7条第2号)該当性について

a 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

b 特定介護事業所の印影(以下「本件不開示情報4-2」という。)の条例第7条第2号ア該当性

同号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であつて、開示することにより、法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがあるもの、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であつて、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、その他開示することにより、法人等の名誉、信用、社会的

評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものが考えられる。

特定介護事業所の印影は、認証的機能を有するものであって、それにふさわしい形状を有することが認められ、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当するものと認められる。

c 本件不開示情報4-2の条例第7条第2号ただし書該当性

同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものであるが、特定介護事業所の印影について同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって、本件不開示情報4-2を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報4-2は条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、条例第7条第4号該当性については判断しない。

(カ) 裁量的開示（条例第9条）について

a 条例第9条について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるものである。

条例第9条の適用に当たっては、当該情報を不開示にすることにより保護される権利利益と開示することによる公益を比較検討して慎重に判断する必要がある。

b 条例第9条該当性

異議申立人は、介護給付費明細書過誤調整依頼書をもって返還した事実認定するのはずさんであるとして、裁量的開示を主張している。

しかしながら、上記(エ)、(カ)のとおり、本件不開示情報4-1は条例第7条第1号の不開示情報に、本件不開示情報4-2は同条第2号にそれぞれ該当するものと認められるところ、これらの情報を開示することに、開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。このことから、条例第9

条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ 請求内容5-1について

(ア) 対象公文書について

請求内容5-1に係る公文書は、介護保険課が特定介護事業所の実地検査日を平成19年1月18日と認定した公文書である。

実施機関は、「介護保険法第83条の規定に基づく実地検査の実施について」（平成19年1月17日決裁）（以下「開示文書5-1」という。）を対象公文書として特定し、条例第7条各号の不開示情報が含まれていないことから全部開示したものであると説明している。

異議申立人は、開示された文書が真正の公文書ではないと主張していることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人は、「全部開示された公文書は手修正されており真正ではなく、真正の公文書を求める」旨主張している。

これに対して実施機関は、決裁の過程で軽微な箇所であれば手書き修正し、そのまま決裁を受けるものであり、起案文書の通知文には、決裁後に文書番号を手書きし、公印は相手方に発出する通知文原本に押印する取扱いとなっていることから、請求内容5-1に対応するものは開示文書5-1以外になく、異議申立人の主張は当たらない旨説明しているが、この説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ、開示文書5-1以外に請求内容5-1に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、開示文書5-1を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

カ 請求内容5-2について

(ア) 対象公文書について

請求内容5-2に係る公文書は、平成18年12月の特定介護事業所の調査を監査とは直結させないとする公文書であり、実施機関は、取得・作成していないとして不開示としている。

異議申立人は文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に係る公

文書を確認させたところ、平成18年12月に特定介護事業所に対する調査が行われたという記録は確認できず、請求内容5-2に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 請求内容6について

(ア) 対象公文書について

請求内容6に係る公文書は、特定日に実地検査を実施したとする介護保険課の各担当者が、検査所見等を記録・記入したメモ・ノートである。

実施機関は、請求内容6に係る文書は、実地検査において職員が個人用ノートに、検査所見等を備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたとしている。

異議申立人は、既に答申済みの事案では、組織的に用いるそのメモ・ノートの存在を認めており文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2項において「「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

なお、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものと考えられる。

そうすると、当該実施機関の職員が備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所の指導、監査に関する公文書を確認させたところ、担当者が検査所見を記入した公文書の存在は確認されなかった。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ク 請求内容2、3及び4の条例第16条第1項による開示について

条例第16条第1項は、「公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で

定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。」と規定している。

異議申立人は、請求内容2、3及び4について、同項の特別の開示の実施の方法により、公文書を作成又は加工する義務がある旨主張している。

しかしながら、同項ただし書に規定する開示の実施の方法は、閲覧の方法による開示にあつて、例えば原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合等において、写しを作成しこれを閲覧に供すること等を指しており、異議申立人の主張は認められないものである。

また、条例第5条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも実施機関の保有する公文書を開示することを求める権利であり、新たに公文書の作成を請求する権利ではない。

ケ 請求内容2、3、4、5-1及び5-2の電磁的記録の写しによる開示義務について

異議申立人は、請求内容2、3、4、5-1及び5-2について、電磁的記録の写しにより開示を請求する旨主張しているが、電磁的記録による写しの交付の請求については、本件は文書又は図画の閲覧及び写しの交付を請求しているものであり、異議申立てにおける別途の実施方法による開示の請求について、当審査会では判断しない。

コ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。